

平成二十一年政令第百十一号

独立行政法人に係る改革を推進するための
文部科学省関係法律の整備等に関する法律
の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置
に関する政令 抄

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するた
めの文部科学省関係法律の整備等に関する法律
(平成二十一年法律第十八号)の施行に伴い、並
びに同法附則第二条第三項、第十一項及び第十二
項、第三条第四項並びに第九条並びに国家公務員
退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第
五条の二第二項第七号、第七条の二第一項及び第
七条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定
する。

目次

第一章 関係政令の整備(第一条―第七条)

第二章 経過措置(第八条―第十四条)

附則

第二章 経過措置

(国が承継する資産の範囲等)

第八条 独立行政法人に係る改革を推進するため
の文部科学省関係法律の整備等に関する法律
(以下「法」という。)の施行の際現に独立行政
法人メディア教育開発センター(次条第一項及
び第十二条第一項において「メディア教育開
発センター」という。)が有する権利のうち、法
附則第二条第二項の規定により国が承継する資
産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定め
る。

2 前項の規定により国が承継する資産は、一般
会計に帰属する。

(国庫納付金の納付の手續)

第九条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五
十六号)第三条に規定する放送大学学園(第十
三条第一項第三号及び第十四条において単に
「放送大学学園」という。)は、法附則第二条第
十一項に規定する積立金があるときは、同項の
規定による納付金(以下「国庫納付金」とい
う。)の計算書に、メディア教育開発センター
の同条第五項に規定する最終事業年度の事業年
度末の貸借対照表、当該最終事業年度の損益計
算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らか
にした書類を添付して、平成二十一年六月三十
日まで、これを文部科学大臣に提出しなけれ
ばならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による国庫納付
金の計算書及び添付書類の提出があったとき

は、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添
付書類の写しを財務大臣に送付するものとす
る。

(国庫納付金の納付期限)

第十条 国庫納付金は、平成二十一年七月十日ま
でに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第十一条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。
(メディア教育開発センターの解散の登記の嘱
託等)

第十二条 法附則第二条第一項の規定によりメデ
ィア教育開発センターが解散したときは、文部
科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記
所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散
の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しな
ければならない。

(評価委員の任命等)

第十三条 法附則第三条第二項に規定する資産の
価額の評価に係る同条第三項の評価委員は、次
に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 文部科学省の職員 一人
- 三 放送大学学園の役員 一人
- 四 学識経験のある者 二人

2 法附則第三条第二項に規定する資産の価額に
係る同条第三項の規定による評価は、前項に規
定する評価委員の過半数の一致によるものとす
る。

3 法附則第三条第二項に規定する資産の価額に
係る同条第三項の規定による評価に関する庶務
は、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
において処理する。

(国有財産の無償使用)

第十四条 法附則第九条の規定により国が放送大
学学園に無償で可以使用することができる国有財
産及び当該国有財産の使用に関し必要な手続
は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定め
る。

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行
する。ただし、第十三条及び第十四条の規定
は、公布の日から施行する。